大日本勞働總同盟友愛會本部

協調會御中

協調會 丁 号

第一條 同一又ハ數人ノ職業ニ於ケル一定一又ハ數個ノ
職業ニ就ケル

第二條 行政官廳ノ許可ヲ受ケルニアラザレバ無料ニ
テ職業紹介ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 行政官廳ノ認可ヲ受ケルニアラザレバ無料ニ
テ職業紹介ヲ爲スコトヲ得ズ

第四條 行政官廳ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ其許可ヲ與ヘザルコトヲ得

一、決定ノ取消ニ依リ解散シ二年ヲ經過セザル者

財團法人協調會